

## 監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査並びに同条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年3月28日

山形市監査委員 玉田芳和  
同 村山秀幸  
同 菊地健太郎  
同 武田 聡

### 記

#### 1 定例監査

- (1) 監査の対象部課等 市民生活部 市民課、市民相談課  
消防本部 予防課、警防課
- (2) 監査の期間 令和5年1月30日から令和5年3月27日まで
- (3) 監査の範囲 令和3年度の事務事業の執行状況
- (4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
市民生活部 市民課	指摘する事項はなかった。
市民生活部 市民相談課	指摘する事項はなかった。
消防本部 予防課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 山形市危険物安全協会の経理事務において、立替払をしているものがあつた。
消防本部 警防課	指摘する事項はなかった。

- (5) 準 拠 基 準 山形市監査基準
- (6) 監査の着眼点  
財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。
- (7) 監査の方法  
監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。

## 2 財政援助団体等監査

### (1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課等	監査対象とした項目及び金額
株式会社七日町再開発ビル	教育委員会 社会教育青少年課	出資金 50,000,000円
		中央公民館管理費負担金 59,771,397円

(2) 監査の期間 令和5年2月15日から令和5年3月27日まで

### (3) 監査の範囲

令和3年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課等の事務の執行状況

### (4) 監査の結果

団体及び所管部課等名	監査の結果
株式会社七日町再開発ビル  教育委員会社会教育青少年課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 株式会社七日町再開発ビルの株主の住所等の届出管理事務において、株主の住所等の届出が適正に管理されていないもの。 (株式会社七日町再開発ビル)</p> <p>2 株式会社七日町再開発ビルの事業の運営において、次のようなものがあった。(株式会社七日町再開発ビル)</p> <p>(1) 取締役会の開催回数が規定を満たしていないもの</p> <p>(2) 取締役会の議事録が作成されていないもの</p> <p>(3) 年次有給休暇管理簿が作成されていないもの</p>

(5) 準拠基準 山形市監査基準

### (6) 監査の着眼点

ア 団体（財政援助団体）に関する監査

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

イ 所管部課等に対する監査

監査対象団体に係る財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

### (7) 監査の方法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。